

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部
法務・法人局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次

規 則	ページ
○北海道漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則……………（水産経営課）	1
告 示	
○特定調達契約に係る資格に関する公示……………（総務部総務課）	1
○特定調達契約に係る入札の公告……………（総務部総務課）	2
○道営土地改良事業変更計画の決定……………（農業施設管理課）	4
○土地改良法による道営換地計画の決定……………（農業施設管理課）	4
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………（治山課）	4
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更……………（治山課）	4
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………（治山課）	4
○森林法による通知に代える公示……………（治山課）	5
○道路の供用の開始……………（維持管理防災課）	5
○土砂災害警戒区域の指定……………（維持管理防災課）	5
道教育庁教育局告示	
○特定調達契約に係る入札の公告……………	6

規 則

北海道漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年12月3日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第49号

北海道漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

北海道漁業近代化資金利子補給規則（昭和44年北海道規則第93号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表第1号中「年1.28パーセント」を「年1.29パーセント」に、「年1.08パーセント」を「年1.09パーセント」に改め、同表第3号及び第4号中「年1.28パーセント」を「年1.29パーセント」に、「年1.08パーセント」を「年1.09パーセント」に、「年0.93パーセント」を「年0.89パーセント」に改め、同表第5号及び第6号中「年1.28パーセント」を

「年1.29パーセント」に、「年1.08パーセント」を「年1.09パーセント」に改め、同表第7号中「年1.28パーセント」を「年1.29パーセント」に、「年0.93パーセント」を「年0.89パーセント」に改め、同表第8号中「年1.28パーセント」を「年1.29パーセント」に、「年1.08パーセント」を「年1.09パーセント」に、「年0.93パーセント」を「年0.89パーセント」に改める。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則による改正後の北海道漁業近代化資金利子補給規則の規定は、令和元年10月21日以後に知事が利子補給を承認した漁業近代化資金について適用し、同日前に知事が利子補給を承認した漁業近代化資金については、なお従前の例による。

告 示

北海道告示第793号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

なお、この資格に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和元年12月3日

北海道知事 鈴木直道

- 資格及び調達をする物品等の種類
令和元年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第2条第2号に規定する物品等の種類は、(3)に定めるものとする。
(1) 契 約 令和元年12月3日に一般競争入札の公告を行う次の契約
ア 北海道庁本庁舎等で使用する電力の需給契約
イ 北海道指定庁舎等で使用する電力（業務用A）の需給契約
ウ 北海道指定庁舎等で使用する電力（業務用B）の需給契約
アからウまでについては、それぞれの契約とする。
(2) 資 格 電力の需給契約に関する資格（以下「資格」という。）
(3) 物 品 等 の 種 類 電力
- 資 格 要 件
平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)及び(5)から(9)までによるほか、次による。
(1) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者

であること。

(2) 資格審査の申請をする日の直前1年間に、高圧(6,000ボルト以上)電力で、1件の契約が50キロワット以上の電力供給実績があること。

(3) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。)第34条第4項及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の一部を改正する法律(平成28年法律第59号)による改正前の再エネ特措法第14条第4項の規定による納付すべき金額を納付していない旨の公表をされたことがない電気事業者であること。

(4) 北海道の電力の調達契約に係る環境配慮入札の試行に関する要綱(平成28年10月31日付け総務第2762号)の第5の環境配慮審査基準に適合する者であること。

3 資格要件の特例

中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)、中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)又は商店街振興組合法(昭和37年法律第141号)の規定に基づき設立された組合又はその連合会が経済産業局長の行う官公需適格組合の証明を有するときは、2の(2)に掲げる資格要件にあっては、当該組合の組合員が締結した契約を含む。

4 資格審査の申請の時期、申請書類の入手方法及び申請の方法

(1) 申請の時期 資格審査の申請は、令和元年12月3日(火)から同月25日(水)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の毎日午前9時から午後5時までの間にしなければならない。

(2) 申請書類の入手方法 資格に関する事務を担当する組織で交付する。
なお、北海道総務部総務課のホームページ(http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/sum/so_nyusatu.htm)においてダウンロードすることができる。

(3) 申請の方法 資格審査の申請は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

5 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続並びに資格の喪失

平成16年北海道告示第447号の3の(1)のアからウまで及び(2)、4の(1)及び(3)並びに5の(2)による。

6 資格に関する事務を担当する組織

(1) 名 称	北海道総務部総務課
(2) 所 在 地	札幌市中央区北3条西6丁目
(3) 電 話 番 号	011-204-5120

北海道告示第794号

次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受ける。

令和元年12月3日

北海道知事 鈴木直道

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

ア 北海道庁本庁舎等で使用する電力

ア) 基本料金(契約電力1kW当たりの単価)	1,950 kW
------------------------	----------

イ) 電力量料金(使用電力量1kWh当たりの単価)	5,522,000 kWh
---------------------------	---------------

イ 北海道指定庁舎等で使用する電力(業務用A)

ア) 業務用電力(一般)

a 基本料金(契約電力1kW当たりの単価)	2,911 kW
-----------------------	----------

b 電力量料金(使用電力量1kWh当たりの単価)	5,554,900 kWh
--------------------------	---------------

イ) 業務用電力(平日休日別)

a 基本料金(契約電力1kW当たりの単価)	2,298 kW
-----------------------	----------

b 電力量料金(平日)(使用電力量1kWh当たりの単価)	4,571,500 kWh
------------------------------	---------------

c 電力量料金(休日)(使用電力量1kWh当たりの単価)	1,280,800 kWh
------------------------------	---------------

ウ) 業務用電力(時間帯別)

a 基本料金(契約電力1kW当たりの単価)	35 kW
-----------------------	-------

b 電力量料金(昼間)(使用電力量1kWh当たりの単価)	30,900 kWh
------------------------------	------------

c 電力量料金(夜間)(使用電力量1kWh当たりの単価)	20,700 kWh
------------------------------	------------

ウ 北海道指定庁舎等で使用する電力(業務用B)

ア) 業務用電力(一般)

a 基本料金(契約電力1kW当たりの単価)	439 kW
-----------------------	--------

b 電力量料金(使用電力量1kWh当たりの単価)	1,640,900 kWh
--------------------------	---------------

イ) 業務用電力(平日休日別)

a 基本料金(契約電力1kW当たりの単価)	796 kW
-----------------------	--------

b 電力量料金(平日)(使用電力量1kWh当たりの単価)	2,332,000 kWh
------------------------------	---------------

c 電力量料金(休日)(使用電力量1kWh当たりの単価)	1,007,300 kWh
------------------------------	---------------

アからウまでについては、それぞれの入札とする。

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 契約期間 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

(4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

令和元年北海道告示第793号に規定する資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

北海道総務部総務課

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁本庁舎5階共用会議室（送付による場合は、郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道総務部総務課）

(2) 入札日時 令和2年1月16日（木）午前10時（送付による場合は、同月15日（水）までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

5 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

6 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 3に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道総務部総務課のホームページ（http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/sum/so_nyusatu.htm）においてダウンロードすることができる。

7 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

全ての入札金額（円単位（小数点以下第2位まで）の単価）が北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めたそれぞれの予定価格（単価）の制限の範囲内である入札（有効な入札に限る。）をした者のうち、入札書記載の入札総価額（各入札金額（円単位（小数点以下第2位まで）の単価）にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計金額）が最低である者を落札者とする。

8 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

9 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

(1) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

入札書に記載する額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等を含めた価格（円単位（小数点以下第2位まで）の単価）を記載するこ

と。

(2) 契約に関する事務を担当する組織

ア 名称 北海道総務部総務課

イ 所在地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

ウ 電話番号 011-204-5120

10 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured :

a Electricity to be used in Hokkaido Government building (Electrical Room)
Contract type : Commercial power (standard)

(a) A basic charge per kW, The estimated electricity contract : 1,950 kW

(b) A unit price per kWh, The estimated electricity for the year : 5,522,000 kWh

b Electricity to be used in the designated buildings of local agency of Hokkaido Government (A)

(a) Contract type : Commercial power (standard)

・ A basic charge per kW, The estimated electricity contract : 2,911 kW

・ A unit price per kWh, The estimated electricity for the year : 5,554,900 kWh

(b) Contract type : Commercial power (by weekday holiday)

・ A basic charge per kW, The estimated electricity contract : 2,298 kW

・ A unit price (weekday) per kWh, The estimated electricity for the year : 4,571,500 kWh

・ A unit price (holiday) per kWh, The estimated electricity for the year : 1,280,800 kWh

(c) Contract type : Commercial power (by timezone)

・ A basic charge per kW, The estimated electricity contract : 35 kW

・ A unit price (daytime) per kWh, The estimated electricity for the year : 30,900 kWh

・ A unit price (nighttime) per kWh, The estimated electricity for the year : 20,700 kWh

c Electricity to be used in the designated buildings of local agency of Hokkaido Government (B)

(a) Contract type : Commercial power (standard)

・ A basic charge per kW, The estimated electricity contract : 439 kW

・ A unit price per kWh, The estimated electricity for the year : 1,640,900 kWh

(b) Contract type : Commercial power (by weekday holiday)

・ A basic charge per kW, The estimated electricity contract : 796 kW

- ・ A unit price (weekday) per kWh, The estimated electricity for the year : 2,332,000 kWh
- ・ A unit price (holiday) per kWh, The estimated electricity for the year : 1,007,300 kWh

B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., January 16, 2020
(If mailed, bids must arrive no later than January 15, 2020)

C Contact : Administrative Division, Department of General Affairs, Hokkaido Government, Kita 3-jo Nishi 6-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8588 Japan
Phone : 011-204-5120

北海道告示第795号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、令和元年12月4日から20日間、一般の縦覧に供する。

令和元年12月3日

	北海道知事 鈴木直道
地区名	業の種類の縦覧場所
合流	農業用排水施設、区画整理、暗渠排水
清舞	農業用排水施設、農業用道路、暗渠排水、区画整理 同

北海道告示第796号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、栗山町南角田南部地区の換地計画を定めた。

その関係書類は、北海道空知総合振興局に備え置いて、令和元年12月4日から20日間、一般の縦覧に供する。

令和元年12月3日

北海道知事 鈴木直道

北海道告示第797号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和元年12月3日

北海道知事 鈴木直道

- 1 指定施業要件変更予定保安林 礼文郡礼文町（次の図に示す部分に限る。）の所在場所

- 2 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道宗谷総合振興局産業振興部林務課及び礼文町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第798号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和元年12月3日

北海道知事 鈴木直道

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 函館市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道渡島総合振興局産業振興部林務課及び函館市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第799号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

令和元年12月3日

北海道知事 鈴木直道

- 1 指定施業要件変更予定保安林 虻田郡京極町（次の図に示す部分に限る。）の所在場所
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び京極町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第800号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定による保安林の指定施業要件の変更の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を留萌市役所の掲示場に掲示した。

令和元年12月3日

北海道知事 鈴木直道

- 1 通知の内容 令和元年農林水産省告示第1359号
- 2 所在が不明な者 大村 又吉

北海道告示第801号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び次の縦覧場所に備え置いて、この告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和元年12月3日

北海道知事 鈴木直道

路線名及び縦覧場所	供用開始の区間	供用開始の期日
道道 美唄富良野線	美唄市字美唄2295番地先から	令和元. 12. 3
北海道空知総合振興局	同市字美唄2295番地先まで	
札幌建設管理部		
道道 阿寒標茶線	川上郡標茶町字西標茶63番30地先から	同
北海道釧路総合振興局	同郡標茶町字西標茶236番地先まで	
釧路建設管理部		

北海道告示第802号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和元年12月3日

北海道知事 鈴木直道

- 1(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
湯の沢(3)（5-14-280）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
増毛郡増毛町別荘、暑寒沢（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害警戒区域の発生原因となる自然現象の種類
地滑り
- 2(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
暑寒沢(1)（5-15-281）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
増毛郡増毛町別荘、暑寒沢（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害警戒区域の発生原因となる自然現象の種類
地滑り
- 3(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
元阿分（5-17-283）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
増毛郡増毛町阿分（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害警戒区域の発生原因となる自然現象の種類
地滑り
- 4(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
暑寒沢村（〈2〉-5-1）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
増毛郡増毛町別荘、暑寒沢（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害警戒区域の発生原因となる自然現象の種類
地滑り
- 5(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
平の沢川（Ⅱ-52-0190）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
苫前郡羽幌町字平（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害警戒区域の発生原因となる自然現象の種類
土石流

（「次の図」は省略し、その図面を北海道留萌振興局留萌建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）	
道 教 育 庁 教 育 局 告 示	
北海道教育庁空知教育局告示第46号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。 令和元年12月3日 北海道教育庁空知教育局長 竹 林 亨 1 入札に付する事項 (1) 調達をする物品等の名称及び数量 道立学校パーソナルコンピュータ 1台 (2) 調達をする物品等の仕様等 要求仕様書等による。 (3) 履 行 期 限 令和2年3月31日（火） (4) 納 入 場 所 入札説明書による。 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 平成30年北海道告示第721号又は令和元年北海道告示第756号に規定する物品の購入の資格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。 (4) 当該調達をする物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。 (5) 当該調達をする物品に関し、要求仕様書等に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。 3 条件付一般競争入札参加資格の審査 (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。 ア 申 請 の 時 期 令和元年12月3日（火）から令和2年1月7日（火）まで （日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、令和元年12月30日、同月31日、令和	2年1月2日及び同月3日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 ウ 申請書類の提出先 郵便番号 068-8550 岩見沢市8条西5丁目 北海道教育庁空知教育局道立学校運営支援室 (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。 4 契約条項を示す場所 北海道教育庁空知教育局道立学校運営支援室 5 入札執行の場所及び日時 (1) 入 札 場 所 岩見沢市8条西5丁目 北海道空知合同庁舎5階第2会議室 （送付による場合は、郵便番号 068-8500 岩見沢市8条西5丁目 北海道教育庁空知教育局道立学校運営支援室） (2) 入 札 日 時 令和2年1月21日（火）午前11時（送付による場合は、同月20日（月）午後5時までに必着） (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。 (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。 6 入 札 保 証 金 平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。 7 一連の調達契約に関する事項 この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告 令和元年6月4日付け北海道教育庁空知教育局告示第5号 8 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交 付 場 所 4に同じ。 (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。 なお、北海道教育庁空知教育局のホームページ（http://www.dokyoι.pref.hokkaido.lg.jp/hk/stk/index.htm）によりダウンロードすることができる。 9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否 平成16年北海道告示第448号の2の(2)のウ及び3の(1)による。 10 落札者と契約の締結を行わない場合 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。 11 そ の 他 平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(5)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほ

か、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名 称 北海道教育庁空知教育局道立学校運営支援室
- (2) 所 在 地 郵便番号 068-8550 岩見沢市 8 条西 5 丁目
- (3) 電 話 番 号 0126-20-0142 (直通)

12 Summary

- A Nature and quantity of the products to be procured : Personal computer 1 set
 - B Bid tendering date and time : 11 : 00 A.M., January 21, 2020
(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., January 20, 2020)
 - C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Sorachi District
Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, 8-jo Nishi 5-chome, Iwamizawa,
Hokkaido 068-8550 Japan
Phone : 0126-20-0142
-